

別表第1（第2条関係）

許 可 事 項	許 可 内 容	許 可 期 間	必 要 書 類
①転居予定	自宅の建替等で仮移転した場合	再転居するまで	転居日を証する書類 （下記のいずれか）の写し ・建築確認申請書 ・建築請負契約書 ・家屋売買契約書 ・家屋賃貸契約書 ・その他転居を証する書類
②公共事業及び災害	ア 公共事業による一時立ち退き イ 災害による仮移転	ア 再転居するまで イ 住居が確定するまで	ア 当該事業主体者の証明書 イ 公的機関の罹災証明書及び仮移転を証する書類

別表第2（第3条関係）

許 可 事 項		許 可 内 容	許 可 期 間	必 要 書 類
転居に関する事項	①学期途中転居	学期途中に転居し、通学に支障がない場合	小・中とも卒業まで	不要（住民登録確認）
	②転居予定	ア 自宅の新築または転居が確定しており、転居先の学校へ入学（転学）を希望する場合 イ 自宅の建替等で仮移転した場合	ア 転居日の属する学期始めから転居日まで イ 再転居するまで	ア・イとも転居日を証する書類（下記のいずれか）の写し ・建築確認申請書 ・建築請負契約書 ・家屋売買契約書 ・家屋賃貸契約書 ・その他転居を証する書類
	③公共事業及び災害	ア 公共事業による一時立ち退き イ 災害による仮移転	ア 再転居するまで イ 住居が確定するまで	ア 当該事業主体者の証明書 イ 公的機関の罹災証明書及び仮移転を証する書類
	④身体的理由	ア 身体的虚弱又は通院治療を要する場合等で通院通学に便利な学校へ通学する場合 イ 特に教育的配慮が必要な場合	ア 必要な間 イ 小・中とも卒業まで	ア 医師の診断書及び通院通学の経路図 イ 学校長の意見書
教育上の配慮	⑤特別支援学級入級	指定校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある学校に通学する場合	必要な間	不要
	⑥不登校等	不登校等、生徒指導上特に教育的配慮が必要な場合	必要な間	学校長の意見書

許 可 事 項		許 可 内 容	許 可 期 間	必 要 書 類
家庭の事情	⑦昼間留守家庭	保護者が共働き等により、帰宅後監督者がいない場合（小学生に限る）	小学校卒業まで	①保護者の勤務証明書又は営業（自営）を証する書類 ②身元引受承諾書（毎年実態調査）
	⑧住民票の異動届出ができない	家庭の事情で居住地に住民登録ができない	住民票の異動届出ができるまでの間	自治会長等の居住を証する書類
	⑨保護者の入院等	保護者の入院等で、一時的に親族等へ預けられた場合	保護者と生活ができるまで	①医師の証明書等 ②身元引受承諾書
	⑩精神的不安定	保護者の死亡・離婚・失踪・犯罪等の理由により（1年以内の発生に限る）家庭環境が急変し児童生徒に著しい影響があり、不安定と認められた場合	必要な間	学校長の意見書又は医師の診断書
	⑪帰国児童生徒	ア 外国生活が長い帰国児童生徒のうち、日本語の指導が必要な場合 イ 外国生活が長い児童生徒で日本の生活に馴染みにくいと思われる場合	ア 帰国時に限り特別に日本語指導を行っている学校へ必要な間 イ 帰国時に限り知人等がいる学校へ必要な間	不要
	⑫その他やむを得ない事情	ア 兄弟が区域外就学をしており、兄弟と同じ学校への就学・進学を希望する場合 イ 小学校で区域外就学をしており、中学校に進学する際、小学校区にある中学校への進学を希望する場合	ア 小・中とも卒業まで イ 中学校卒業まで	ア 不要 イ 学校長の意見書
その他	⑬小規模特認校	教育委員会が指定する小規模特認校への入学（転学）を希望する場合	小・中とも卒業まで	①小規模特認校の学校長の意見書 ②在籍する学校の学校長の意見書（転学の場合） ③通学方法を示した通学経路図

- 備考 1. 必要書類は、表に記載しているもの以外でも必要があると認めるときは、請求することがあります。
2. 許可した後、虚偽の内容で申請したことが判明した場合は、許可を取り消すことがあります。
3. 許可申請期間中に、許可理由が不該当になった場合は、許可を解除することがあります。
4. 上記以外の事由で区域外就学を希望する場合は、教育委員会で審議し、可否を決定します。